

山口県環境保健センター施設整備設計業務 公募型プロポーザル実施に係る手続開始の公告について

次に掲げる案件のプロポーザル（技術提案書）の提出に関して次のとおり公告する。

令和7年7月28日

山口県知事 村岡 嗣政

1 目的

山口県環境保健センターは、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症、水・大気汚染など、県民の健康を脅かす健康危機への対応をはじめ、本県の衛生・環境行政を支える中核研究機関である。

現庁舎は、葵庁舎と大歳庁舎から構成されており、いずれも建設後50年以上が経過し、施設の老朽化や狭隘化が著しく、今後の新たな健康危機にも適切に対応していく必要があるため、令和6年3月に「山口県環境保健センター施設整備基本計画」を策定した。

施設整備基本計画では、今までの基本的な業務内容に加えて新たに必要な機能を整理し、充実・強化を図ることとしている。

1 新興・再興感染症の拡大等に備えた試験検査機能の強化

- 新興・再興感染症の拡大等への対応強化
- 医薬品・食品分析の国際基準への対応

2 災害時対応機能の強化

- 災害時の体制・機能維持
- 災害時に備えた医薬品等の物資拠点機能の強化
- 原子力災害発生時等の緊急時の放射線モニタリング機能の強化

3 環境問題への対応強化

- 気候変動への適応に対する取組強化
- 新たな環境問題への対応力強化

4 新たな課題に柔軟に対応できる人材の育成

- 新たな課題の解決に向けた職員の資質向上
- 民間企業等への専門的知識・技術の波及

本施設の設計においては、本県の衛生・環境行政を支える県内唯一の科学的・技術的中核研究機関の設計であり、新興・再興感染症の拡大等に備えた試験検査機能の強化等の高い対応能力を有する施設計画や災害時対応機能の強化、地球温暖化に伴う環境問題への対応強化等に係る施設計画が求められる。

以上のことから本業務においては、技術力や経験及び業務体制等を含めた総合的能力を評価して受託者を特定するプロポーザル方式を採用することとし、その手続きについて必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：山口県環境保健センター施設整備設計業務
- (2) 業務内容：山口県環境保健センター新築工事の基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間：契約日の翌日から令和 10 年 3 月末日まで

3 参加資格

この手続に参加できる者は、共同企業体（2 者で構成するもので、その出資比率がいずれの構成員も 35 パーセント以上であるものに限る。）であって、その構成員がいずれも次に掲げる（1）から（6）までの全ての要件に該当する者であり、（7）の要件に該当する構成員を含むものとする。

- (1) この手続への参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する者ではないこと。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和 6 年山口県告示第 347 号）の二の（一）の規定により格付された一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）が、公告日時点において、建築関係建設コンサルタント業務の等級区分 A 等級であること。
- (4) 山口県環境保健センター施設整備基本計画策定業務を受注していないこと。
- (5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (6) この手続において、共同企業体の構成員として重複していないこと。
- (7) 主たる営業所を山口県内に有し、山口県内で建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

4 手続及び日程等

このプロポーザルの手続及び日程は以下のとおりとする。

(1) 関係資料の交付

① 資料名

- ア 手続開始の公告の写し
- イ プロポーザル説明書
- ウ プロポーザル審査評価基準
- エ 建築設計業務委託特記仕様書（案）
- オ 参考敷地図
- カ 山口県環境保健センター施設整備基本計画（概要版）
- キ 山口県環境保健センター施設整備基本計画

ク 業務内容質問書（様式１）

ケ プロポーザル参加表明書作成要領

コ 参加表明書（様式２）

② 交付期間 令和７年７月２８日（月）から令和７年１０月１日（水）まで

③ 交付方法 山口県総務部管財課のホームページからダウンロードすること。

（URL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/4/228962.html>）

（２）参加表明書の提出

① 提出期限 令和７年８月１９日（火）午後４時（必着）

② 提出場所 ７（１）の担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

（３）技術提案書提出要請者の選定及び通知（第一次審査）

① 参加表明書を提出した者について、「山口県環境保健センター施設整備設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が第一次審査評価基準に基づいて審査し、技術提案書の提出を要請する者を５者選定する。ただし、審査の結果、評価点と同じ者が５者を超えて存在する場合はこの限りではない。

また、参加者が５者以下の場合は、全ての者に技術提案書の提出を要請する。

② ①において選定された者に対し、技術提案書の提出を要請する旨及び技術提案書作成要領などの必要な事項を記載した書面を送付する。なお、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

（４）技術提案書及び参加資格審査申請書の提出

① 提出期限 令和７年１０月１日（水）午後４時（必着）

② 提出場所 ７（１）の担当部局

③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること。）

（５）プロポーザルの特定（第二次審査）

① 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会がヒアリングを実施した上で、第二次審査評価基準に基づいて技術提案書を審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として特定する。

なお、ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出要請時に通知する。

② 最高得点者が複数いる場合は、第二次審査評価基準の「３．（２）研究施設の特性を考慮した建築計画について」の評価点が最も高い者を委託候補者として特定する。

③ 特定された場合であっても、提案書の内容の履行を保証するものではない。

④ 見積価格が著しく低い場合には、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」を準用し、調査を行い、当該業務の内容に適合した履行

がされないおそれがあると認められる場合には、特定を見送る。

(6) 委託候補者特定のお知らせ

(5)において特定された委託候補者に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、委託候補者として特定されなかった者に対しては、書面によりその旨及びその理由を通知する。

(7) 契約

① 契約交渉

審査委員会が特定した委託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、その者と本件業務の契約交渉を行う。

ただし、契約交渉が成立しない場合及び特定した委託候補者に事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

② 契約金額

契約金額は、技術提案書に提示された見積価格(消費税抜き)以内とする。

ただし、契約に際し、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

(8) その他留意事項

本件業務を受託した者が競争入札参加資格の建設工事に係る通知を受けている場合は、本件業務に係る新築工事等の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

5 審査評価基準

(1) 第一次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点
1. 事務所の評価	・ 設計事務所の同種・類似業務実績	25点
2. 配置技術者の技術力	・ 管理技術者の同種・類似業務実績、経験、継続学習取組状況	25点
3. 設計体制	・ 担当技術者の同種・類似業務実績、経験、資格、継続学習取組状況	50点

(2) 第二次審査の審査評価基準

評価項目	評価事項	配点	
１．提案者の実績等	第一次審査の評価点×５０／１００	５０点	
２．見積価格	見積書の価格	５点	
３．計画にあたって の考え方	(１)業務の理解度及び取組意欲	１０点	４５点
	(２)研究施設の特性を考慮した建築 計画	１５点	
	(３)災害時の対応を考慮した建築計画	１０点	
	(４)円滑な業務の遂行に向けての 考え方	１０点	

6 審査委員会

審査委員会の構成は以下のとおりとする。

(審査委員会名簿)

委員の所属	職 名	備 考
山口県総務部管財課	課 長	委員長
山口県環境保健センター	所 長	地方衛生研究所 地方環境研究所
山口県環境生活部県民生活課	課 長	施設整備
山口県環境生活部環境政策課	課 長	環境科学
山口県健康福祉部厚政課	課 長	施設整備
山口県健康福祉部健康増進課	課 長	保健科学
山口県土木建築部建築指導課	課 長	建築

7 その他

(1) 担当部局

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県総務部管財課 施設マネジメント推進班 (担当 足立)

電話：083-933-2216 FAX：083-933-2269

E-mail a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

(3) 詳細及び提出様式はプロポーザル説明書による。